

補装具費支給にかかる意見書作成に際する 大阪府障がい者自立相談支援センター（当センター）での扱い

1. 装飾用義手の適合検査について

装飾用義手の適合検査に、次の選択肢を追加する(2014.3.)。

当センターや巡回会場で直接判定した場合や、同型支給(前回支給と同様であれば医師の意見書・処方箋に替えて、前回の判定書の写しを利用して判定することを可能としている。)申請で文書判定した装飾用義手の適合検査にあたっては、製作者より「適合検査依頼書」と「製作された義手を装着した局所の写真」の提出があった場合で、製作物品について妥当と認められるとき、(申請者の直接来所等の負担なしに)適合とすることができる。この場合従来どおり、直接来所等によって適合検査を受けることもできる。

2. 利用者に困難な事情ある場合の補装具の写真による適合検査

相談会場への来所等に困難な事情ある場合の補装具の適合検査に、次の選択肢を設ける(2014.3.)。

直接判定や同型支給申請で文書判定した義肢・装具の適合検査、及び座位保持装置の適合検査に際して、利用者の当センター或いは巡回会場への来所・来場に相当な困難がある場合など相応の理由がある場合であって、製作者より「適合検査依頼書」と「製作された補装具を装着した局所の写真」の提出があり、製作物品について妥当と確認されるとき、(申請者の直接来所等の負担なしに)適合とすることができる。

[注](補装具の種目によっては)従来どおり、直接来所等によって適合検査を受けることもできる。